

平成 2 6 年 4 月 2 5 日

平成 2 6 年 第 4 回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成26年第4回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成26年4月25日（金曜日）午後2時00分～午後3時27分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・7会議室

3. 出席委員 1番 鈴木 敏彦（委員長）

2番 土 田 豊

3番 武 石 修一郎

4番 岩 田 圭子

5番 真 如 昌 美（教育長）

4. 欠席委員 な し

5. 説明職員

学校教育部長 阿 部 晴彦

社会教育部長 小 俣 学

学校教育部
参事兼
指導室長

石 井 卓 之

学校教育課長 岩 本 尚 史

建築課長兼
教育施設担当
副参事

中 橋 健

給食課長 梶 川 義 夫

統括指導主事 小坂橋 悦 子

社会教育課長 村 上 敏 彰

中央公民館長 福 島 啓 二

中央図書館長 関 田 実千代

6. 書 記

庶務係長 福 嶋 まゆ美

主 事 中 野 庸 平

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 教育長諸務報告
- 第 3 第 4 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 4 第 5 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 5 第 17 号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について
- 第 6 第 18 号議案 東大和市社会教育委員の委嘱について
- 第 7 第 19 号議案 東大和市立郷土博物館協議会委員の任命について
- 第 8 第 20 号議案 平成 26 年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について
- 第 9 第 21 号議案 東大和市立図書館協議会委員の任命について
- 第 10 その他報告事項
 - (1) パブリックコメント実施要綱について
 - (2) 平成 26 年度教育課程について
 - (3) 平成 27 年度使用小学校・特別支援学級用教科用図書採択について
 - (4) 土曜授業について
 - (5) 地域をいきいきとする社会教育について
 - (6) 学びあいガイド 26 (行政による生涯学習) について
 - (7) 桜が丘図書館、清原図書館の特別資料整理に伴う休館について

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから平成26年第4回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、岩田委員にお願いいたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。
教育長。

○真如教育長 平成26年3月28日から4月22日までの諸務報告をいたします。

3月28日、金曜日、第三中学校吹奏楽演奏会を鑑賞いたしました。

3月31日、月曜日、市職員退職辞令交付式に出席しまして、その後、退職校長辞令交付式に出席をいたしました。その後、恒例で市長と退職校長との懇談会に出席をいたしました。

4月1日、火曜日、市職員（新任・異動）の辞令交付式に出席をいたしまして、市長と新任・転任校長との懇談会に引き続いて出席をしております。その後、校長・副校長合同会議に出席をいたしました。

4月2日、水曜日は、市内小中学校へ新任・転任した教職員への辞令伝達式に出席しまして、その後、新任教員の初任者研修発令通知交付式に出席をいたしました。

それから、4月7日、月曜日、第三小学校の入学式に出席をいたしました。昨年の第三小学校の前段がかなり時間をかけて行っていたので、室長を通じまして式の進め方について検討をしてもらいました。今年の入学式につきましては、それほど長い時間が前半にかからなくて、スムーズに進むことができました。

4月8日、火曜日、第四中学校の入学式に出席をいたしました。

4月9日、水曜日、東京都市教育長会に出席をいたしました。今年度から東京都市教育長会の副会長に就任しました。

4月10日、木曜日、全国都市教育長協議会及び理事会に出席をいたしました。これも東京都市の教育長会副会長になった関係で出席しなければならない会議ということで、新たに予定の中に入れられてきたものであります。

それから、4月15日、火曜日、社会教育委員正副議長の提言を受理いたしました。本日、後で社会教育部のほうから話があるかと思えますけれども、「地域をいきいきとする社会教育」という大きなテーマの中で、地域の中で世代間交流のあり方についてまとめられたものをいただきました。後でご覧いただきたいと思っています。

それから、4月18日、金曜日、学校と東大和警察署連絡会に参加をいたしました。毎回ですけれども、東大和警察からは、東大和市立の小中学校、その児童・生徒が非常に落ちついて生活している様子が報告されました。犯罪につながるような大きなものは激減しているという話をいただきまして、大変喜ばしいことだと思っているところであります。

4月20日、日曜日は、北多摩西部消防少年団卒入団式に出席をいたしました。東大和市と武蔵村山市の2市で構成されている北多摩西部消防少年団の会ですけれども、それぞれ東大和市はケヤキ隊というグループを構成し、武蔵村山市はエノキ隊というグループを構成しております。その結団式も兼ねての卒入団式ですけれども、最後に第三中学校の女子生徒が決意表明をして、今年1年しっかり頑張りますということを話しておりましたけれども、非常にその姿勢が立派で、また参加、出席した子どもたちも、ケヤキ隊については全員が出席しているような状況でありまして、先ほどこちちょっとお話しをしましたけれども、東大和警察の評価と相通ずるものがあるなということを感じて帰ってまいりました。

4月22日、火曜日、新学校給食センターの運営方法に係る保護者説明会に出席をいたしました。あとで、これも部長から話があるかと思えますけれども、一応説明をさせていただきます。

以上です。よろしくお願いします。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

私のほうから1点ですけれども、東京都市教育長会の副会長に任ぜられたということで、ますます重職を担われて大変だと思えますが、ぜひ存分にご活躍願っ

て、健康にも留意されて頑張っていたきたいと思います。

よろしくお願いします。

土田委員。

○土田委員 今の報告の中に、東大和警察署が、問題行動を起こす子どもが激減したということのようですけれども、数字で何か表されたものがありましたらお願いします。

○真如教育長 件数、今は資料がないので後でまた調べましてお知らせしますが、とにかく、激減していることは間違いありません。

○土田委員 いや、結構なことです。

○真如教育長 昨日、生活指導主任会で話し合われた内容について小野指導主事に聞きましたけれども、資料を見ると幾つかその理由が見えてくるというところもあります。例えば、地域ぐるみで、やはりあいさつ運動を実施しているとか、あと言葉遣いを丁寧に行っているという学校、授業中もですね。そのほか幾つかピックアップしてありましたけれども、そういったものが幾らか子どもの気持ちをソフトにしているのかなというところもあります。

○鈴木委員長 今のお話は、先日、学校と東大和警察署連絡会の報告のときの資料でお話があったように、激減しているということでもとてもありがたいことだと思います。こういう情報は、PTA連合協議会などにも報告していただいて、各学校からやはり情報として保護者に伝えていただきたいと思いますので、お願いいたします。

教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第4号報告 事務の臨時代理の承認について

日程第4 第5号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第3、第4号報告 事務の臨時代理の承認について、日程第4、第5号報告 事務の臨時代理の承認について、以上2件は関連がありますので一括して議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第４号報告及び第５号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、一括して提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

第４号報告及び第５号報告ともに、第三小学校の学校医の交代に関するものがあります。

第三小学校の学校医である山手昌二氏が、平成26年３月31日に、同日付で辞職願を提出されましたことから、同日付で解嘱することとし、後任に鎌田浩子氏を新たに委嘱するものであります。

この件につきましては、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第３条第１項の規定に基づき、解嘱につきましては平成26年３月31日付で、委嘱につきましては４月１日付で、おのこの事務の臨時代理を行いましたので、同条第２項の規定に基づきましてご報告し、ご承認をお願いするものであります。

鎌田氏の任期につきましては、前任の残任期間であります平成26年４月１日から平成27年３月31日までであります。

なお、鎌田氏は、現在、芋窪３丁目で野口医院の院長を務めております。

また、山手昌二氏は、昭和48年から41年間にわたり、東大和市立学校学校医として学校保健に貢献してくださいました。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第３、第４号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第４号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

引き続き、お諮りいたします。

日程第４、第５号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第5号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決します。

◎日程第5 第17号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について

○鈴木委員長 日程第5、第17号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。
教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第17号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申し出についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

市の条例改正につきましては、市議会へ提案するのは市長でありまして、教育委員会は市長に対して意見を申し出る立場にあります。このことから、今回、条例の改正に当たりまして、市長に教育委員会の意見を申し出るために、ご提案申し上げます。

東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例は、東京都の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例に準じております。このことから、東京都の条例改正に合わせ、市の休業補償等を算定するための補償基礎額を改正するものであり、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第6号に基づき、市長に対して同条例の一部改正について意見の申し出を行うものであります。

条例改正の内容につきましては、学校教育部長から説明を申し上げます。

以上でございます。

○鈴木委員長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 それでは、改正内容につきましてご説明を申し上げます。

第17号議案に資料といたしまして、新旧の対照表を添付させていただきましたので、改正案文とあわせましてご覧いただきたいと思います。

変更する箇所は、右側の改正案の表の中のアンダーライン、下線を引いた箇所となります。

初めに、学校医及び学校歯科医の補償基礎額の改正内容につきましてご説明申し上げます。

経験年数、5年以上10年未満は「8,620円」を「8,600円」に、10年以上15年未満は「11,446円」を「11,420円」に、15年以上20年未満は「12,986円」を「12,960円」に、20年以上25年未満は「15,087円」を「15,500円」に、25年以上は「16,090円」を「16,529円」に改めるものであります。

次に、学校薬剤師の補償基礎額の改正内容につきましてご説明を申し上げます。

経験年数、5年未満は「5,670円」を「5,664円」に、5年以上10年未満は「6,573円」を「6,564円」に、10年以上15年未満は「8,016円」を「8,001円」に、15年以上20年未満は「9,671円」を「9,650円」に、20年以上25年未満は「10,868円」を「10,845円」に、25年以上は「12,042円」を「12,016円」に改めるものであります。

改正案文の附則でございますが、第1項は、施行日を公布の日とするものであります。

第2項から第4項は、経過措置を定めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、第17号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第17号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯

科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について、本件を承認と決します。

◎日程第 6 第 18 号議案 東大和市社会教育委員の委嘱について

○鈴木委員長 日程第 6、第18号議案 東大和市社会教育委員の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

○真如教育長 ただいま議題となりました第18号議案 東大和市社会教育委員の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、現委員が本年 4 月 30 日をもって任期満了となりますことから、社会教育法第15条及び東大和市社会教育委員の設置等に関する条例第 2 条の規定によりまして、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験ある者の区分に応じまして新たに任命するものであります。

ご提案いただきました委員につきましては、お手元の議案書に記載のとおり 9 人の方で、そのうち 6 人は再任、3 人が新任となっております。

任期につきましては、平成26年 5 月 1 日から平成28年 4 月 30 日までの 2 年間でございます。

なお、現在 1 人が欠員となっておりますが、候補者が決まり次第、ご提案をさせていただきますと存じます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第 6、第18号議案 東大和市社会教育委員の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第18号議案 東大和市社会教育委員の委嘱につ

いて、本件を承認と決します。

**◎日程第 7 第 19 号議案 東大和市立郷土博物館協議会委員の任命
について**

○鈴木委員長 日程第 7、第19号議案 東大和市立郷土博物館協議会委員の任命について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

（書記朗読）

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第19号議案 東大和市立郷土博物館協議会委員の任命についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、東大和市立郷土博物館協議会委員の任期が、平成26年 3 月31日をもって満了となりましたことから、次期の委員の任命についてご提案申し上げるものであります。

本来であれば、平成26年 4 月 1 日を始期とした 2 年の任期として、本年の第 3 回教育委員会定例会にご提案するべきところでしたが、候補者に小学校長、中学校長各 1 人、都立東大和南高等学校長及び東京都教職員がおりますことから、4 月 1 日付の人事異動の確定や所属長の許可を待ったうえで、今回の定例会にご提案させていただきました。したがって、今回の委員の任期につきましては、平成26年 5 月 1 日から平成28年 4 月30日までとし、以降もこれに沿った任期とさせていただきたいと存じます。

なお、各委員の氏名、住所等につきましては、お手元の議案書のとおりであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第7、第19号議案 東大和市立郷土博物館協議会委員の任命について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第19号議案 東大和市立郷土博物館協議会委員の任命について、本件を承認と決します。

◎日程第8 第20号議案 平成26年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について

○鈴木委員長 日程第8、第20号議案 平成26年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第20号議案 平成26年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、市が社会教育関係団体に補助金を交付しようとする場合には、社会教育法第13条の規定に基づきまして、あらかじめ教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならないとされております。このことから、平成26年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴い、東大和市教育委員会から東大和市社会教育委員会へ諮問するために、ご提案申し上げるものであります。

なお、本年度の補助申請額につきましては、合唱連盟の事業内容に変更があったことから、383万400円と平成25年度の補助申請額より1万6,000円の減額となっております。

以上説明でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

では、私のほうから。

合唱連盟の活動内容の変更というのは、どういう変更があったのでしょうか。

社会教育課長。

○村上社会教育課長 東大和市合唱連盟の昨年までの補助交付申請につきましては、市民合唱講座と合唱交流会、この2件でございました。このうち、市民合唱講座につきましては、参加者が少なくなってきたということで、事業の中止をしたいということでございましたので、その分が減額になってございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 わかりました。

ほかにございませんか。

では、私、もう一点ですけれども、この団体の金額が減ったわけですね、1万6,000円。これを他の団体に、回すということはできないのでしょうか。

社会教育課長。

○村上社会教育課長 補助金の総額が決められてございますが、各団体からの申請額が、今までどおり前年の申請額という形で受けてございますので、逆にこの1万6,000円の分につきましては、不用額として残すことになってございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 では、重ねてお尋ねですけれども、他の団体の方々は、こういう状況になっているという情報を持っているのでしょうか。

社会教育課長。

○村上社会教育課長 3月の末に、各団体に対してご説明をして、4月上旬までに交付申請をしてくださいというお話をしてございますので、団体間の横のつながりではございませんので、ほかの団体はこの補助金、合唱連盟が1つ事業を減らしたということについては存じ上げてないと、このように考えてございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 さまざまな会に出ますと、いろんな団体ともに、ほとんどの団体が、補助金はもっと増やしていただきたいという要望が多いのが実態のように受けとめているのですけれども、有効活用と言う言葉が当たってないかもしれませんけれども、せっかくこれだけの予算をつけていただいているわけですから、必要な団体で使っていただいたほうが、予算の効率的な執行になるのではないかという、単純な考えかもしれませんけれども、そういうことはいかがでしょう。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 ただいま委員長から、1万6,000円の有効活用ということでお話をいただきました。ほかの団体からは、今回に限っては増額の希望のお声は届いていないところがありますけれども、そのところは再度確認はしてみたいと思っております。それで、現状の金額でいいということであれば、このまま進めさせていただきたいと思っております。

あと、なお、変更のある場合には、再度お話をさせていただくことになるかもしれませんが、現状ではこのような形で、再度、確認はいたしますけれども、このまま現状で進めさせていただきたいと、そのように考えております。

以上です。

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第8、第20号議案 平成26年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第20号議案 平成26年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について、本件を承認と決めます。

◎日程第9 第21号議案 東大和市立図書館協議会委員の任命について

○鈴木委員長 日程第9、第21号議案 東大和市立図書館協議会委員の任命について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第21号議案 東大和市立図書館協議会委員の任命について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

図書館協議会委員は、本年3月31日をもって任期満了となっております。第3回定例会において、委員10人のうち8人の任命についてご提案申し上げ、ご承認いただきました。そこで、本定例会において、残る2人の委員の任命につきましてご提案申し上げるものであります。

図書館協議会委員は、東大和市立図書館協議会条例第3条により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験のある者のうちから、その人数の均衡に配慮して任命することとなっております。

今回、ご提案いただきました委員2人は、小学校長会及び中学校長会に委員の推薦を依頼し、同校長会からご推薦をいただいた方であります。

なお、任期は平成26年5月1日から平成28年4月30日までの2年間であります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第9、第21号議案 東大和市立図書館協議会委員の任命について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第21号議案 東大和市立図書館協議会委員の任命について、本件を承認と決めます。

◎日程第10 その他報告事項

○鈴木委員長 日程第10、その他報告事項を行います。

報告事項1、パブリックコメント実施要綱について、本件の報告をお願いいたします。

学校教育課長。

○岩本学校教育課長 その他報告1、パブリックコメント実施要綱についてでございますが、資料はございませんので、口頭で説明をさせていただきたいと思えます。

まず、当市のパブリックコメント制度の検討経緯でございますが、現在、市長部局でパブリックコメント制度の実施について検討をしているところです。

パブリックコメントとは、国や自治体の政策形成等のプロセスにおいて、住民の意見等を適切に反映させようとする仕組みの一つです。対象となる政策や意見募集の方法、いただきました意見への自治体の考え方の公表等を定めて制度化を

したものです。

ここで、市の実施計画に基づきまして、パブリックコメントの制度化に当たり、市長部局が開催した会議に各行政委員会事務局に出席要請がありました。教育委員会からは、庶務担当である庶務係長と学校教育課長が出席をいたしました。その際、パブリックコメント実施要綱の制定手続につきまして、市長部局から次のような提案がなされ、各行政委員会で意向確認をするよう依頼がありました。

提案の内容につきましては、各行政委員会が個別に要綱を制定した場合に、施策の範囲のずれですとか、実施状況の方法、公表のやり方として、全体として整合性がとれない懸念があるために、行政委員会が市長へ要綱制定については委任をし、パブリックコメントそのものは各行政委員会が行い、最終的に実施状況の公表を市長がまとめて行うという提案がなされました。

事務局では、この提案を受けまして、教育委員会定例会でお諮りすべき事項かどうか検討した結果、こちらの提案が市長部局から示された実施要綱はまだ案の段階であること、また行政委員会として市長部局の進め方についての事務的な、手続的な意向確認であるということから、教育委員会事務局で意思確認をさせていただきまして、市長部局の提案に同意をするということで決定しましたので、ここで報告をさせていただくものです。

今後の進め方ですが、市長部局では、各行政委員会、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、そして教育委員会からの意向を確認した後、6月1日の要綱制定を目指しまして、各行政委員会での合議を得ながら、市長決裁等、手続を進めるということになっております。

報告につきまして、以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項2、平成26年度教育課程について、本件の報告をお願いいたします。
統括指導主事。

○小板橋統括指導主事 それでは、その他報告2、資料はその他報告2のところでございます「平成26年度 教育課程の分析」をご覧くださいながら、お聞きいただければと思います。

今年度の小学校10校、中学校5校の教育課程の主な特色、並びに今年度、教育委員会として力を入れております学力向上策、また校内研究について、主にまとめたものをご用意させていただきましたので、説明をさせていただきます。

まず、小学校でございます。

第一小学校につきましては、「たくましい子供」をキーワードに置き、「よい人間関係を築くたくましさ」、「やりとげるたくましさ」、そして「自ら体を鍛えるたくましさ」を育てるを特色としております。また、学力向上策の一つとして、土曜日や夏季休業中に算数の補習教室を実施していく予定でございます。

第二小学校におきましては、「心の教育」の充実、そして小中一貫教育を重視しながら開かれた学校をつくり、市民が教育に積極的に参加することを目指すことに取り組んでまいります。特に学力につながる点といたしましては、ICT機器の計画的な整備と、それをわかりやすく授業に活用していくこと、並びに読書活動・地域図書館との連携、ボランティアによる読み聞かせを、年間を通して実施していく予定がございます。なお、第二小学校につきましては、市の教育課題研究指定校として研究を進めてまいります。また、東京都の小学校外国語活動アドバイザー活用事業を通して、外国語活動の授業改善等にも取り組んでいく予定でございます。

第三小学校につきましては、「じょうぶな子ども」に重点を置きまして、昨年度、体育の研究を進めてまいりました。その中で、「三小トライアル」という校庭にある固定遊具を活用した体力向上の取組を今年度も年間を通して実施し、体力の向上を図ってまいります。なお、学力向上の取組といたしましては、特に算数においては、東京都から東京ベーシックドリルが配布をされましたので、それらを活用して、学年相応の学力を身に付けていくことを目指してまいります。

次に、第四小学校でございますが、「たくましい子」を重点の教育目標に置きまして実施してまいります。小中一貫教育を推進して、義務教育9年間における児童の健全育成や確かな学力の向上を図ってまいります。今年度は学力向上策の一つとして、補充学習を実施いたします。夏季休業中の3日間と毎週月曜日、職員の会議等の時間を工夫いたしまして、この放課後を活用した補充学習の実施を行っていきます。本校におきましては、東京都の言語能力向上拠点校としての活動もあわせて推進してまいります。

第五小学校につきましては、自ら進んで学び、確かな学力が身に付く児童を育

成する。自他の考えのよさに気付き、認め、表現し、伸ばし合う児童を育成するを重点に進めてまいります。学力向上策といたしましては、夏季休業中や放課後などを活用し、補充指導を実施してまいります。なお、「家庭学習の手引き」、昨年度、教育委員会が作成しましたものを活用し、家庭学習の習慣も身に付けるよう指導をしてまいります。第五小学校におきましては、教育課題研究指定校として研究を進めてまいります。あわせて、東京都のオリンピック教育推進校の指定を受けております。

続きまして、第六小学校でございます。学ぶことの楽しさを実感させ、分かる喜びを感じられる事業づくり、そして、共に学び合える集団づくり、保護者と連携した家庭学習の定着に力を入れてまいります。基礎学力の定着のための補充学習の実施、また小中一貫教育によりまして、学び方のスタイル、そして生活指導指針など9年間の連続した教育の推進に力を入れてまいります。

続いて、第七小学校です。教育目標としては、「学ぶ喜びを知る子ども」に重点を置いてまいります。確かな学力の向上と定着、そして、言語活動の充実に力を入れてまいります。小中9年間を見通した系統性のある学習指導を実施し、本校の特色の一つでありますホタルの飼育活動の計画的な実施もしてまいります。また、「七小放課後子ども教室」との連携にも重点を置いてまいります。

続きまして、第八小学校です。知・徳・体の調和のとれた児童を育成する学校、家庭・地域と協働する学校、組織として教育力を発揮する学校を目指してまいります。少人数指導体制のより一層の充実と課題・問題解決型学習を積極的に導入し、学力の向上を図ってまいります。本校は、教育課題研究指定校として活動をしてまいります。

第九小学校です。第九小学校では、教職員の人権意識の高揚、自分も人も大切にする人権尊重の精神の醸成、学力・人間力・体力の調和のとれた児童の育成、そして「チーム九小」としての組織的な指導の充実に図ってまいります。年4回、教員の、これは中学校グループの「三校交流会」、そして「家庭学習カード」の活用などを図り、長期休業中のチャレンジスクール、これは補習教室になりますが、こちらを実施してまいります。なお、本校は教育課題研究指定校、あわせて東京都の人権尊重教育推進校として2年目を迎えました。なお、東京都小学校外国語活動アドバイザー活用事業におきましても、外国語活動の授業改善に取り組んでまいります。

次に、第十小学校です。「よく考え、やりぬく子」を重点に置き、指導を推進してまいります。確かな学力の定着を図り、自分の考えを豊かに表現できる児童の育成を目指してまいります。週4回、始業前の朝学習、週2回の放課後補習教室、それから夏季休業中に3日以上補習授業の実施、そして四中グループで取り組んでおります「算・数わくわく教室」にも取り組んでまいる予定でございます。本校は、教育課題研究指定校ということと同時に、東京都の言語能力向上拠点校として研究を進めてまいります。

続きまして、中学校でございます。

まず、第一中学校では、防災教育を推進し、地域社会の一員として、校訓にございます「自覚と責任」を持たせ、地域社会に守られてきた側から地域社会を守る側へ立つ生徒を育成してまいります。そして、放課後や長期休業を活用した各教科の補充学習の導入の推進を進めてまいります。なお、本校は教育課題研究指定校としての防災教育に取り組んでまいります。

第二中学校でございます。今年度は、「広く深く学習し、創造性豊かな人になろう」を教育目標の重点として掲げております。道徳の時間を充実させるということ、そして小学校教員との交流・研修会の実施をしてまいります。小学校授業に教員がTTとして参加をすることですとか、生徒会による二中紹介、部活動体験などを通して、小学生に対して上級生への憧れの気持ちをもたせる取組も進めてまいります。本校は、東京都のオリンピック教育推進校としての指定を受けてございます。

第三中学校です。第三中学校は、「健康でたくましい人」を教育目標の重点としております。生徒の学力の向上を目指し、家庭学習の充実を図ってまいります。また、体力向上を目指して、運動しない生徒0を目指すを進めてまいります。放課後等を教育ボランティアによる補充学習教室、「学習プラスワン」と呼んでおりますが、こちらも引き続き実施をしてまいります。そして、教育課題研究指定校ということで、学力の向上と同時に不登校対策にも力を入れていくという予定でございます。

第四中学校でございます。今年度は、「自ら考え、学び続ける生徒」に重点を置いて取組を進めてまいります。道徳教育をさらに充実・発展させ、道徳の時間の指導方法の工夫を重ね、道徳的実践力を身に付けさせる。また、毎朝、10分間の読書活動、放課後及び長期休業中の補充学習の実施など、そして四中グループ

としての「算・数わくわく教室」等を実施してまいります。

第五中学校でございます。本校は、今年度、特別支援学級の開級がございます。生徒間交流等を通じて人権教育及び心の教育の充実を図ってまいります。また、基礎学力の定着が不十分な生徒への個別指導について、進路学習部が中心となり、全校体制で取り組むことを進めてまいります。また、放課後学習教室なども実施して、この基礎学力の定着にしっかりと力を入れていく、そんな予定でございます。

平成26年度の各校の教育課程のことにつきまして、説明をさせていただきました。

以上で報告を終わります。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

では、私のほうから最初に。

初めに質問ですけれども、オリンピック教育推進校というのは、内容はどのようなものでしょうか。

統括指導主事。

○小板橋統括指導主事 昨年度まで、東京都ではスポーツ教育推進校ということで、特に体力向上、それから体力向上だけではなくて、いろいろスポーツを通しての子どもの心の育成などを図っていく学校ということ、推進校として指定をしてきました。それが今度は、東京都のオリンピック招致が決まりましたので、体力の向上、それからあわせてオリンピックにかかわる教育を入れていく、それはスポーツを通しての心、豊かな心の育成であり、またはスポーツを通しての将来を見据える子どもの育成ということもあわせてのオリンピック教育ということで、指定をされたということでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 関連して、ちょっとさらにご質問ですけれども、オリンピック推進校、その内容の中には、例えばボランティアとか、あるいは外国語教育とかの充実とか、そういうことも内容的に含まれているのでしょうか。体力づくりだけでしょうか。

統括指導主事。

○小板橋統括指導主事 今は特に外国語ということについては、取り上げられては

いないですけれども、ただ体力、ただスポーツを自分の体力向上だけではなくて、例えばスポーツを観戦する、要するにスポーツを楽しむというところは、あわせて取組を推進していくというようなことも、内容としては含まれてございます。

○鈴木委員長 教育課程の分析について、ちょっと感じたことですが、今月の各学校の校長先生の学校だよりの文章を読ませていただくと、今年の記事は非常に具体性がある意欲を感じる、そういう内容になっているということを強く感じました。

それで、今日のこの分析の中にも、基礎学力、あるいは学力向上というような文言が多く含まれていて、東大和市の学校教育振興基本計画の考え方が、各学校にかなり浸透していて、それを受けた教育課程の編成をしているなど、こう感じました。

それで、もう1件ですが、これ、今日のお話は教育目標ですから、具体的なことはほとんどわかりませんが、例えば道徳教育を充実するとか、家庭学習を充実するという文言だけですと、ありきたりにしか見えないので、指導室としてはこれらの事柄について、具体的な取組をやはり掌握していただいて、その進捗状況を見ていただくことをお願いしたいのが1つと、もう一つ、「家庭学習の手引き」もつくって、学校に協力していただいているのですが、家庭学習と、あるいは地域の教育力との連携について、もっと文言に出てくるかと思いました。ところが、その点がちょっと私は寂しいように思いました。

それで、少し話がずれますけれども、この「家庭学習の手引き」というのは、本当は毎年、全学年に年度の初めに配っていただきたいと思います。これができたときに、3年生の子どもに配ってあるから、もうわかっているから、4年生になったときは配らないということではなくて、やはり家庭の人たちの意識を高めるためもある、ぜひ毎学年、予算を伴いますけれども、配っていただきたい。そして、この内容も毎年点検していただいて、変更があるのは当然のことですから、変更するところは変更していただいて、毎年配って、教育委員会は家庭学習についてとても期待もしているし、力も入れているという意識化を図っていただきたいという願いを持ちましたので、そのことを言わせていただきたいと思います。

私のほうからは以上ですが、何かお話がありましたらお願いします。

指導室長。

○石井学校教育参事兼指導室長 ありがとうございます。

まず1点目に関しましてですが、これは教育課程なので非常に校長先生方も広く捉えておつくりになっております。実は今日で、一応、当初訪問ということで、各学校を年度当初の訪問をしまして、校長先生に今年の学校経営方針を伺ってきているところでございます。

まず、学校教育振興基本計画との連動性ですが、これから各学校では学校経営方針に従って教員の自己申告、校長先生方の自己申告も始まりますが、その第1には、まず学力をしっかりと入れていただきます。それに対して具体策をそこへ盛り込んでいただいて、業績評価を落としながらも、まず進めていきたいと考えております。また、学校運営連絡協議会の中で学校評価をしていただきますが、それについても学校教育振興基本計画を踏まえながら数値目標を設定していただいて、より具体的に進めていきたいなと思っております。

それから、地域との連携でございますが、やはり家庭学習、それから補習教室もそうですが、学校だけではもう限界が来ておりますので、地域の力もより積極的にかりて進めていきたいところでありますので、なかなか人材が枯渇をしているところもございますが、もう一歩さらに進めていけるように、各学校にはお願いしていきたいと思っております。

あと2点目ですが、「家庭学習の手引き」、ありがとうございます。今年度、まずは新1年生に配っているところですが、今、委員長からご指摘を受けたように、このままではなく、やはり年々、学校は進んでいきますので、進んでいく段階を踏まえながら、またどういうふうにしていくか考えて、予算化も図っていききたいと思います。ただ、今回、第四小学校については、当初訪問のときに、もうこれを踏まえて学校独自につくり出しています。低学年では、これを踏まえてどうやろうか、中学年はどうやろうかという各学校での取組が進んでいるのが、ひとつうれしかったなと思っております。

以上です。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

土田委員、お願いします。

○土田委員 第四中学校の「毎朝、10分間の読書活動」と書いてあるわけですが、10分間としたのはどういう理由かわかりませんが、具体的でいいと思いますが、朝の1時間目の正規の授業時間を10分間使うのか、それともその前に10分、先に

やろうということになっているのかということが1つ。

それから、第五中学校の進路学習部ということがここに書いてありますが、これはそういう部があるのかどうか、それは生徒なのか先生なのかということがわかれば、ご説明をいただきたいと思います。

○鈴木委員長 統括指導主事。

○小坂橋統括指導主事 まず、第四中学校の毎朝10分間の時間のとり方ですが、これは第1校時が始まる始業前の時間を使いまして10分間をとっております。そこで、読書をすることにより、子どもたちが大変落ちつきを持って授業に取り組むことができると、よい効果も生まれております。

また、第五中学校のこの進路学習部ですが、教員の校務分掌の中の一つの部の組織としての進路学習部ということで、いわゆる高校進学等に向けた進路とあわせて、学習等も含めた将来の進路を決めていく時の手だてを考えたり、その推進をしていく教員の校内の分掌組織の一つというものでございます。

以上でございます。

○土田委員 それでは、関連です。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 そうすると、四中の始業時間が10分間早くなるということで理解をしいいのでしょうか。

○鈴木委員長 統括指導主事。

○小坂橋統括指導主事 始業時間が早くなるというよりは、1日の生活時程の中に、その10分間の時間を位置づけて、それぞれあと5時間なり6時間なりの授業の実施が行われるということになります。登校時間が早まるということではございません。

以上です。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育参事兼指導室長 例えば今まででしたら、登校してから、特に何も定めなくて1時間目が始まっている時間があります。健康観察やいろんな時間があるのですが、そこを学校全体として、10分間は必ず読書をしてから1時間目に入りましょうというふうに決めたと考えていただければわかりやすいと思います。

以上です。

○土田委員 わかりました。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ちょっとずれるかもしれませんが、やはり学力向上ということになれば、学習内容をよくするというのと、学習時間を延長することが必要かと思います。長時間、時間をとるということだと思うのですが、もっと具体的に各学校のやり方を、補習という時間に当てる30分なり1時間なりをどういうふうにしてやるのかという具体的な内容と、それから指導の仕方を誰がどうするのかというふうなことをもっと具体的にすれば、補習授業というものがどういうふうに行われているかと、よくわかるわけです。

だから、やはり量と質と言いますが、質のいい授業をするということもあるし、時間をかけなければ理解してもらえない子どもがいるということ、いろいろあると思いますので、その点がもう少し具体的に表現してあればいいと思いました。

○鈴木委員長 統括指導主事。

○小坂橋統括指導主事 例えば第十小学校でございますけれども、第十小学校には、毎週、校長は木金塾という言い方をしていたのですが、木曜日と金曜日に、地域の方にお手伝いをいただきながら、学力に心配のあるお子さん、または宿題をぜひ誰かに見てもらいながら一緒にやりたいという希望のある子どもに、その時間に残して、そこで地域の方と、それから先生方と一緒に協力しながら時間をとっているということもございます。

また、学校によりましては、今年度は第四小学校は、先ほどお話でもさせていただいたのですが、職員の会議の時間等を月曜日ではないところにとるようにして、月曜日、月に1回、または2回になってしまうときもあるのですが、月曜日に放課後学習、子どもを残して学習ができる時間を確保する。そのような工夫を各学校で行い、時間的には30分ないし40分というようなことで、1時間も2時間も長い時間はなかなかとれないですが、その短い時間でも、子どもが少しでも学習が進むようにということで、工夫した時間のとり方をしている学校もございます。

以上でございます。

○土田委員 わかりました。

○鈴木委員長 では、今年は学校教育振興基本計画や「家庭学習の手引き」をつく

って、本市総ぐるみで学校教育の充実に具体的に取り組む特別な年ということになるかと思うのですけれども、このようなことに対する意識は各学級担任も、各学校も、各家庭も、ぜひこの意識をしっかりと高めて持続して、いい結果を出したいと思います。学校教育の充実を通して、東大和市のまちづくりを一層進めたいと思います。そういう年に、特別な年だと思いますので、私どもを含めてみんなで頑張っていくことにしたいと思います。どうぞひとつよろしく、事務方のほうでも奮闘してくださるようお願いします。

質疑を終了いたします。

報告事項 3、平成27年度使用小学校・特別支援学級用教科用図書採択について、本件の報告をお願いいたします。

統括指導主事。

○小板橋統括指導主事 その他報告事項の（3）平成27年度使用小学校・特別支援学級用教科用図書採択について、ご報告をさせていただきます。

資料はございません。お聞きいただければと思います。

まず、平成27年度使用小学校教科用図書採択についてでございますが、平成26年4月21日付、東京都教育委員会より平成27年度使用教科書の採択についての通知がございました。小学校用教科書につきましては、追って送付される小学校用教科書目録に登載されている教科書のうちから採択することになります。また、中学校用教科書につきましては、平成25年度と同一の教科書を採択しなければなりません。本市におきましては、東大和市立小・中学校使用教科用図書採択要綱に基づき、東大和市立小学校、中学校の教科用図書採択事務要領を制定いたしました。各要領に基づき、教科書採択資料作成会議委員及び調査部会員の推薦を各校長会長へ依頼し、教科書採択事務を進めているところでございます。

今後の予定でございますが、5月7日の水曜日に第1回の資料作成会議を開き、東大和市立小学校校長10人と市民を代表して保護者2人に、教育長から委員の委嘱を行っていただく予定でございます。また、5月19日、月曜日には、第1回の調査部会を開きまして、国語科、社会科、算数科、理科、生活科、音楽科、図画工作科、家庭科、体育科のそれぞれの調査部会について、東大和市立小学校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭からなる調査部会員と市民を代表して保護者の方にも委員となっただきまして、教育長から部会員の委嘱を行っていく予定ですので、ご報告いたします。

続いて、平成27年度使用の小中学校特別支援学級用教科用図書採択でございますが、特別支援学級における教科用図書につきましては、学校教育法附則第9条に基づく教科書、学校教育法第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書について採択替えを行います。小学校教科用図書採択と同様に、東大和市立小・中学校使用教科用図書採択要綱に基づき、東大和市立小・中学校特別支援学級用教科用図書採択事務要領を制定いたしました。要領に基づき、教科書採択資料作成会議委員及び調査部会員の推薦を各校長会長へ依頼し、教科書採択事務を進めているところでございます。

今後、小学校教科用図書採択と同日の5月7日に、第1回資料作成会議を開き、特別支援学級設置小学校長、中学校長、2人と市民を代表して保護者の方に委員となつていただき、教育長から委員の委嘱を行っていただく予定でございます。また、5月19日、月曜日に第1回調査部会を開きまして、小学校調査部会、中学校調査部会、それぞれ校長、教員からなる部会員と市民を代表して保護者の方にも入っていただき、教育長から部会員の委嘱を行っていただく予定でございます。

以上で報告を終わります。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

今後日程を含めた全体計画は、私どもにも示されますでしょうか。

統括指導主事。

○小板橋統括指導主事 資料作成会議を開きまして、日程の確認をし、お示しをその後に教育委員の皆さまにもさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項4、土曜授業について、本件の報告をお願いいたします。

統括指導主事。

○小板橋統括指導主事 その他報告事項4、土曜授業について、説明をさせていただきます。

資料2、その他報告資料の4の「土曜授業について」をご覧くださいながら、進めてまいりたいと思います。

土曜授業につきまして、学校週5日制では、子どもを地域に返すという趣旨のもと、土曜日を休業日として地域でのさまざまな活動が行われてきたところでご

ざいます。このたび、平成25年11月29日に土曜授業の実施に係る学校教育法施行規則の一部改正について公布・施行されました。

土曜授業についての2枚目に、その一部改正についての資料、そして土曜日の教育活動の形態についてということで、次に文科省の資料を一緒につけさせていただきましたので、ご覧いただければと思います。

その改正の背景及び趣旨には、土曜日において、子どもたちに、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることが重要。そのためには、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、学校における授業や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会の充実に取り組むことが重要であること。

以上のような観点から、子どもたちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の1つとして土曜授業を捉え、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化するために、この学校教育法施行規則が改正されたということがございます。

このことを踏まえまして、教育委員の皆さまに、土曜授業についての御意見をいただき、本市の小中学校における土曜授業のあり方を検討してまいりたいと存じます。

ご多用のところ大変恐縮でございますが、この土曜授業についての書かれております下の欄のところにご意見をご記入の上、平成26年5月9日の金曜日に開催されます教育委員懇談会にご持参いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

ちょっと基本的なことをお尋ねします。

施行規則では、土曜日は月に何回行うことが示されているのか。それから、本市は総体的に土曜日を活用した行事などを何回か持っている学校もあると思うのですが、実態はどうなっているのでしょうか。それで、今日、示されたこの土曜授業について、市では何回ぐらい新たに取り組もうとしているのか、その辺の話し合いが今後あるのかどうかをお尋ねしたいのですが。

統括指導主事。

○小板橋統括指導主事 まず、施行規則の中には、月に何回ということまでは示さ

れてはございません。

また、本市の実態といたしましては、いわゆる土曜授業、ここにありますように、代休日を設けずに、土曜日または日曜日等に授業を行うという学校は、中学校で1校ございます。それも、年間に1回というところがございます。それ以外のところは、例えば道徳授業地区公開講座を土曜日に行った場合には、月曜日に代休を設けたり、または運動会や学芸的な行事を行ったときには、次の週に代休を設けたりというようなことで、現在是对応している学校がほとんどでございます。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 今回、教育施策連絡会で、竹花委員さんのほうからも、土曜授業についてのご意見が書かれていたと思うのですがけれども、本市で今、この先、何回ということ、逆に教育委員さんのご意見を聞きながら方向性を決めていきたいと思しますので、ぜひともいろんなご意見を次回、出していただきながら、本市の学校としては一体どういう方向で進めていくかという、まず第1回の話し合いを行いたいと思しますので、それを踏まえてこれにご意見を書いてきていただいて、皆さまでご討議をいただきたいなと思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 それで、関連して質問ですけれども、これに伴う教員の勤務、勤務振り替えはどういうふうになるのかということと、本市の場合は授業時数を確保するために、8月の25日から2学期を始業して、真如指導室長のときに、そういう取組をしました。それで、授業時数は大体確保できるだろうという見通しで取り組んできているのですが、実態はどうか。今日は実態についてのお話はなくてもいいのですが、次回の話し合いのときに資料として、時数はどうなっているのかという話を深めたいと思しますので、準備をしていただきたい。教員の勤務体系についてお願いします。

指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 先行している区市におきましては、やはり教員はそこで実質、休まないというわけですので、長期休業中にまとめどりをしております。ただ、ここの課題の一つとしまして、新規採用教員、夏季休業中に研修日が多く設けられておりますので、なかなかその振り替えが新規教員はとりづらいということは一つございます。多くの学校では、そのような対応をしております。

す。

以上でございます。

○鈴木委員長 わかりました。

ほかに質疑ございますか。

土田委員。

○土田委員 これは補習授業の一環として、これを考えているということとは違いますか。「補充授業」、「補習授業」という言葉がありましたけれども、それとどう違うかということです。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 そこに書かれていることの大きな内容としましては、土曜日の授業がなぜいいかというと、土曜日には地域に多くの保護者や、地域の方々がいらっしゃるので、例えば総合的な学習の時間を使って、地域を巻き込みながら、ふだん総合的な学習の時間は1時間の単発で今行っているところがあるのですが、4時間まとめどりをしながら、地域を巻き込んで、要するにより有意義な学習を進めていくというような趣旨で行っている。または、それを地域に見せて、公開できるという良さもございます。補習授業とは別で、ただしそこで授業を行うことによって、月曜から金曜日に、時数的にはある意味、いろいろなことに使える時間ができるというメリットもございます。

以上でございます。

○土田委員 わかりました。

○鈴木委員長 ほかございませんか。

武石委員。

○武石委員 これは土曜日、学校に行くわけですがけれども、通常の出席日数ですか、その辺も通常の月曜日から金曜日と同じようにカウントされるのか、それとも行きたい人だけが行って、特に出欠はとらないとか、何かそういう決まりごとというか、あるのでしょうか。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 これを土曜授業とつけた場合は、通常の出席を要する日になりますので、出席日数に入れていくという形になります。

○鈴木委員長 ほかございませんか。

では、次の教育委員懇談会のときには、この土曜授業について、本市のあり方

と、それから実際に教育活動を地域や家庭を巻き込んで、どういう教育活動が考えられるかということの知恵を出し合うということによろしいですね。それで、どういう教育活動ができるかということはなかなか、専門家でないからわかりませんが、こういうのがあるのではないかというようなことを、さまざまに、ということでも出し合うという、気楽に出し合わせていただくと、そういうことで考えてよろしいでしょうか。

指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 ぜひとも忌憚のないご意見で、こういうものでなければいけないというものではありませんので、ぜひともそういうところの話ができれば一番いいなと思っています。

○鈴木委員長 先走ってちょっとお尋ねして、お話ししておきたいと思うのですが、アイディアを出せば何か、ある種の事業ですから、予算がかかることもかわってきますよね。そういうことは、余り意識しないで、予算がかかるかもしれないけれども、こういういい活動もあるのではないかというような話をさせていただいてよろしいですか。

指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 予算がかかる、かからないにかかわらず、いろんなアイディアを出していただいて、それをどうしていくかは、また皆さんで考えていければいいかなと思っています。

以上です。

○鈴木委員長 教育長。

○真如教育長 学校教育法施行規則の一部改正について施行されたことで、私たち、教育委員としても全くそれに触れないで過ぎていくわけにいかないの、やるやらないは別として、意見交換をする必要があると考えます。土曜日の授業を行うには、保護者に関係することをはじめ、さまざまな地域の活動が制限されたりするような場面も想定されますので、まだまだ課題はいっぱいあるのですけれども、とりあえずこの問題について、私たちが意見交換をする、そういう実績を残す、そのぐらいの気持ちでいろいろな発言を出していただければありがたいと思っています。

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項5、地域をいきいきとする社会教育について、本件の報告をお願いい

たします。

社会教育課長。

○村上社会教育課長 それでは、お手元にありますピンクの冊子、「地域をいきいきとする社会教育～すべての人が輝けるまちづくりのために～【地域の中の世代間交流】」につきまして、ご説明をさせていただきます。

本提言は、平成26年4月15日に、東大和市社会教育委員会議から、東大和市教育委員会委員長に対して提出されたものでございます。

その概要についてご説明させていただきます。

これまで社会教育委員会議の中では、社会教育施設と青少年の居場所づくり、学校支援活動と人材活動、地域に広げる中学生の居場所づくりなどを調査、研究し、その結果を提言という形でまとめてまいりました。

今期の社会教育委員会議では、その結果を含め、市内で展開されているさまざまな社会教育活動の中から、子どもと大人たちの世代間交流の取組に焦点を当て、具体的な事例を挙げた中で調査、研究を重ねてまいりました。

表紙をめくりまして、目次をご覧くださいと思います。

「はじめに」の後に、子どもたちと大人たちの世代間交流の具体的事例、中央公民館の遊空間からの取り組みに始まりまして、6番の中学生の職場体験まで、6つの事例について考察を加えてございます。まとめの中では、今日、学校・家庭・地域が協力して地域ぐるみの教育活動の必要性が一層高まっており、社会教育に関わる関係者の幅広い連携・協力のもと、課題解決に向けた継続的な取り組みが一層求められると述べられています。

参考資料として、教育基本法の改正から遊空間の取り組みと、あと青少対の構成図等をつけさせていただきました。ぜひご一読いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

社会教育委員会議の方には、大変ご苦勞を重ねていただいて、いい報告をしていただきました。ゆっくり読ませていただいて、またそれぞれの機会を活用できるように反映させていきたいと思いますので、お礼申し上げます。

ありがとうございました。

質疑を終了いたします。

報告事項 6、学びあいガイド26（行政による生涯学習）について、本件の報告をお願いいたします。

社会教育課長。

○村上社会教育課長 お手元に、青い表紙の「学びあいガイド26（行政による生涯学習）」をお配りさせていただきました。このガイドブックは、市民の皆さまの学習活動などに役立てていただく目的で、市が主催する事業予定の案内、市内の高校、消防署等が実施する公開講座の案内、市民の皆さまの自主的な学習に職員を派遣する多摩湖塾の3部からなっております。5月15日号の市報及び市のホームページ等で市民に周知をし、同日から社会教育課、各公民館、各図書館、市民センターなどの窓口で配布を予定しております。

なお、夏休み事業を掲載した小学生向けの学びあいガイドは7月に、公民館などの施設案内、人材バンクの案内、あとサークル、団体を紹介した市民による生涯学習編は、8月の発行を予定しております。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項 7、桜が丘図書館、清原図書館の特別資料整理に伴う休館について、本件の報告をお願いいたします。

中央図書館長。

○関田中央図書館長 それでは、その他報告事項 7、桜が丘図書館、清原図書館の特別資料整理に伴う休館について、ご報告いたします。

年1回、特別資料整理といたしまして、全ての蔵書の点検を休館をして行っております。桜が丘図書館は、5月12日の月曜から5月16日の金曜日まで、清原図書館は5月19日、月曜日から5月23日の金曜日まで、このそれぞれ5日間を休館をして蔵書点検を行う予定でございます。

なお、中央図書館は6月に点検を予定しております。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもって、平成26年第4回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 3時27分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会 議 録 署 名 委 員 岩田 圭子